

フロントガラス運転席助手席ガラスフィルム施工の保安基準・規程

国土交通省・自動車技術総合機構 ホームページより関係部抜粋

■道路運送車両の保安基準 第29条(窓ガラス)

3 自動車(被牽引自動車を除く。)の前面ガラス及び側面ガラス(告示で定める部分を除く。)は、運転者の視野を妨げないものとして、ひずみ、可視光線の透過率等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

4 前項に規定する窓ガラスには、次に掲げるもの以外のものが装着され、貼り付けられ、塗装され、又は刻印されていてはならない。

六 前各号に掲げるもののほか、運転者の視野の確保に支障がないものとして告示で定めるもの

■道路運送車両の保安基準の細目を定める告示 第195条(窓ガラス)

3 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び被牽引自動車を除く。)の前面ガラス等のうち前面ガラス及び側面ガラスのひずみ、可視光線の透過率等に関し、保安基準第29条第3項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- 一 透明で、運転者の視野を妨げるようなひずみのないものであること。
- 二 運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分における可視光線の透過率が70%以上のものであること。

5 窓ガラスへの装着、貼り付け、塗装又は刻印に関し、保安基準第29条第4項第6号の告示で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

六 装着され、貼り付けられ、又は塗装された状態において、透明であるもの。

この場合において、運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分にあっては、可視光線透過率が70%以上であることが確保できるもの

6 前項第6号の「運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲」とは、次の各号に掲げる範囲(保安基準第44条第1項の後写鏡及び同条第5項の鏡その他の装置を確認するために必要な範囲並びに同項ただし書きの自動車の窓ガラスのうち同項の障害物を直接確認するために必要な範囲を除く。)以外の範囲とする。

- 一 前面ガラスの上縁であって、車両中心面と平行な面上のガラス開口部の実長の20%以内の範囲

7 窓ガラスに装着され、はり付けられ、又は塗装された状態において、

運転者が次の各号に掲げるものを確認できるものは、第5項第6号の「透明である」とされるものとする。

- 一 運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分にあっては、他の自動車、歩行者等
- 二 前項第1号及び第2号にあっては、交通信号機

■道路運送車両の保安基準の細目を定める告示 別添37(窓ガラスの技術基準)

5.9. 可視光線透過率試験

5.9.3.1. 次のいずれかの方法により可視光線透過率を求める。

5.9.3.1.2. 直接測定法

5.9.2.に規定する試験装置を用いて、供試体の透過光束と入射光束を測定し、両者の比を百分率で表した値を可視光線透過率とする。

5.9.2. 試験装置

5.9.2.1. 光源 色温度 $2,856 \pm 50^{\circ}\text{K}$ に点灯した白熱電球とする。

5.9.2.2. 受光部

JIS Z 8701「XYZ表色系及びX10Y10Z10表色系による色の表示方法」に規定される

XYZ表色系に基づく等色関数 $y(\lambda)$ に対応する感度を有するものを用いる。この場合において光束の断面の大きさは、 $20 \times 20\text{mm}$ 以内に収束したものとし、入射の方向は供試体の面に直角とする。

■審査事務規程

第9章 テスタ等による機能維持確認

9-4 窓ガラスの透過率(可視光線透過率測定器)

着色フィルム等が貼り付けられたことにより、70%を下回るおそれがあると認められたときは、

可視光線透過率測定器を用いて可視光線透過率を計測するものとする。